2019年度事業計画

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益目的事業 精神保健医療福祉の向上に関する事業

[1]精神保健医療福祉に関する調査研究及び資料収集事業

(1)趣旨(目的)

精神保健医療及び福祉ならびに精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設に関する調査研究を通して、これらの分野における発展向上をめざし、精神保健医療及び福祉に携わる者ならびに精神疾患を有する者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業概要

A) 病院及び施設における精神保健医療福祉の現況分析に関する調査・研究事業

総合調査等の実態調査を行うことで精神科医療の在り方を研究し、今後の医療制度の問題点への指摘・提言できるデータを作成し、精神保健医療福祉の向上を目指す。また、厚生労働科学研究費補助金事業をはじめとした国庫補助金事業などによる調査を実施する。

2019年度実施予定の調査は下記のとおりである。

- 1) 2019 年度日本精神科病院協会会員名簿調查
- 2) 2019 年度日本精神科病院協会医療経済実態調査

B) 精神保健医療福祉に関する資料収集事業

精神保健医療福祉に関する課題について、国内外の資料を収集し、課題の解決に向け関係官公庁やその他関係団体等に資料を提供し、政策等に反映されるよう協議をすることにより不特定多数の者の利益に寄与することを目的とする。精神保健医療福祉に関する種々の課題に対して資料収集及び作成に際し、下記の検討を行う。

- 1)精神保健福祉法見直しに関する対応
- 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての検討
- 3) 精神科病院における機能分化についての検討
- 4) 地域精神医療サービス等に関する検討
- 5) 厚生労働省予算概算要求に関する要望
- 6) 我々の描く精神医療の将来ビジョンの見直しに関する検討
- 7) 2020 年度(2020 年度) 診療報酬改定に向けての活動
- 8) 2018 年度診療報酬改定への対応
- 9) 消費税 10%引き上げに伴う対応
- 10) 医療経済実態調査の調査分析と報告書作成

- 11)診療報酬通知等に関する検討
- 12) レビュー活動の普及推進
- 13) 税制改正要望取りまとめ
- 14) 地球温暖化対策の検討
- 15)介護保険に関する検討
- 16) 医療従事者確保に関する検討
- 17)精神科チーム医療への対応
- 18) 精神科医療安全士(仮称)資格実現に向けての検討
- 19) 会員病院とその付属施設等における人員調査の継続と精査
- 20) 医療従事者等の働き方、勤務環境の検討
- 21)「公認心理師実務経験モデルプログラム」の提供
- 22) 医療観察法に関する検討
- 23) 障害支援区分の検討
- 24) 障害福祉サービス報酬への対応
- 25) 地域包括ケアシステムの検討

[2]精神保健医療福祉従事者の人材育成及び教育研修事業

(1)趣旨(目的)

精神疾患を有する者に対する医療・福祉・保護等にあたり、精神保健医療福祉に従事する者に対し、患者の基本的人権や個人情報の保護など基礎的かつ医学的知識の向上を図るため、人材育成ならびに教育研修を実施することで、精神科医療の質の向上に寄与することを目的とする。

(2)事業概要

A) 精神医療保健福祉の向上を目的とした研修会開催事業

精神科医療従事者が専門的知識を研鑽する為、精神疾患の診断・治療技術の 向上及び患者の基本的人権や個人情報の保護など基礎的かつ医学的知識などに ついて研修会を行い、国民の精神保健の向上を目的とする。

- 2019年度実施予定の研修会は下記のとおりである。
 - 1) 精神科病院理事長等研修会の実施(対象者:精神科病院理事長等)
 - 2) 海外研修の企画・実施(対象者:精神科病院職員等)
 - 3) 公認心理師現任者講習会の実施(対象者:規定なし)
 - 4) 看護管理者等を対象とした研修会の実施 研修会名(対象者:看護管理者等)
 - 5) 認知行動療法研修会(対象者:病院に勤務する医師及び看護師、精神保健 福祉士、臨床心理技術者、作業療法士、薬剤師)

- 6) 身体合併症講習会(対象者:医師)
- 7) 認定栄養士研修会(対象者:精神疾患を有する者の医療施設・保健福祉施 設等に勤務する方)
- 8) 認知症に関する看護研修会(対象者:「認知症認定看護師」を新規申請また は更新する看護師)

B) 日本精神科医学会学術教育推進制度事業

日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する 学際的な多種職による学術大会等の開催や、精神保健指定医研修会や精神保健 判定医等養成研修等の実施を行う。また、精神科医療従事者向けの通信教育を 実施する。

ア. 日本精神科医学会学術大会・各部門別研修会等

- 1) 第8回日本精神科医学会学術大会(北海道地区)・各部門別研修会の検討
- 2) 第8回日本精神科医学会学術大会(北海道地区)での一般演題の会長賞・奨励賞の選考
- 3) 第7回日本精神科医学会学術大会(北信越地区) 抄録集発行
- 4) 次年度日本精神科医学会学術大会・各部門別研修会地区との打合せ

第8回日本精神科医学会学術大会・部門別研修会の実施 学術大会 北海道地区 (2019年7月4日 (木)・5日 (金) 北海道:

札幌コンベンションセンター)

作業療法士部門(2019年9月19日(木)~20日(金)青森県:アートホテル弘前シティ) 栄養士部門(2019年9月26日(木)~27日(金)富山県: ANA クラウンプラザホテル富山) 薬剤師部門(2019年9月28日(土)~29日(日)埼玉県:大宮ソニックシティ) 看護部門(2019年10月17日(木)~18日(金)佐賀県:ホテルニューオータニ佐賀) 事務部門(2019年11月21日(木)~22日(金)徳島県:ホテルクレメント徳島) PSW部門(2019年11月28日(木)~29日(金)茨城県:つくば国際会議場)

イ. 精神保健指定医研修会

精神保健指定医制度は、昭和62年の精神保健法の成立により発足し、精神障害者が治療を受けるにあたって、その人権を擁護するために設けられたものであるが、指定医資格認定及び更新の条件として精神保健指定医研修会の受講が義務付けられている。

研修内容及び研修時間は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の6の4に規定されており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、精神保健福祉行政概論、精神障害者の医療に関する法令及び実務、精神障害者の人

権に関する法令、精神医療、精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉、精神 障害者の医療に関する事例研究等が研修科目として定められている。

新規申請のための研修会 3日間(年1回)[東京]

更新申請のための研修会 1日間(年4回)[東京2回・大阪1回・福岡1回] (対象者等)

新規申請のための研修会:医師経験5年(内、精神科3年)以上で、精神保健

指定医取得を目指す精神科医師

更新申請のための研修会: すでに精神保健指定医であり、指定医の証の有効期

限が2020年3月31日である精神保健指定医

ウ. 精神保健判定医等養成研修

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神保健判定医等養成研修は、2006年度より厚生労働省から委託を受けて実施し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者に手厚い専門的な医療を実施するため精神保健判定医等を養成することにより、犯罪を起こしてしまった精神障害者の社会復帰を目標として、多数の関係者の協力のもとに事業を進めることにより、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。

初回研修 (年3回)

継続研修(年3回)

(対象者等)

医師 • 精神保健福祉士等

工. 通信教育研修

精神科医療の発展充実、精神科看護の質の向上及び看護従事者の育成や指導 者養成を目的に通信教育を実施している。看護従事者が専門的知識を習得し、 不特定多数の者の利益の増進に寄与する。

MCW コース 1 年間: 4月~翌年 3月(スクーリング 3 日間)

STANDARD コース 1 年間: 4月~翌年 3月(スクーリング 1 日間)

SENIOR コース1年間:6月~翌年5月(スクーリング前後期各3日間)

LEADERSHIP コース1年間:7月~翌年6月(スクーリング前後期各3日間)

フォローアップ研修(LEADERSHIP コーススクーリング同時開催)

(対象者等)

M C W コース: 精神科医療の臨床1年以上勤務の看護業務補助者・看護助手

STANDARD コース: 看護師・准看護師・管理栄養士・栄養士

SENIOR コース:看護師・准看護師

LEADERSHIP コース: SENIOR コースを修了した看護師

フォローアップ研修:リーダーシップコース/指導者養成コース修了者

C) 日本精神科医学会職種認定制度事業

医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定を行う。

ア. 「日本精神科医学会精神科臨床専門医」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等(以下 医療保健機関等)に勤務する常勤精神科医師について、各医療保健機関等にお ける医師の役割認識や素養を高め、各医療保健機関等に実務する医師としての 総合的な見識の獲得を図ることにより、各医療保健機関等において提供する医 療サービスを向上させる一助とする。

このため、技能判定および一定の講習を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会精神科臨床専門医」として、その技能・見識を認証する。

イ. 「日本精神科医学会認知症臨床専門医」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設(以下医療保健機関)に勤務する精神科医師に対し、認知症疾患の正しい理解と診断・治療技術の向上を図るものである。我が国の認知症対策の専門医療機関のリーダーとして患者、家族への治療ならびに指導を行うとともに、かかりつけ医やサポート医に対しては助言を行い、介護・福祉サービス等との連携を強化するものである。認知症に対する良質で安全な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する専門家であることを認証する。

一次審査(書類審査・ケースレポート審査)と二次審査(面接審査)を実施する。期待する水準に達した精神科医を「日本精神科医学会認知症臨床専門医」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付する。日精協ホームページに認定者を公示する。

ウ. 「日本精神科医学会認定看護師」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設(以下 医療保健機関)に勤務する看護師について、その看護師の役割認識や素養を高 め、各医療保健機関に実務する看護師としての総合的な見識の獲得を図ることにより、提供する医療サービスを向上させるため、技能判定および面接等を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定看護師」として、その技能・見識を認証する。

認定審査は、一次審査(書類審査)と二次審査(小論文試験・筆記試験・面接審査)を実施した。期待する水準に達した看護師を「日本精神科医学会認定看護師」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付し、日精協ホームページに認定者を公示する。

工. 「日本精神科医学会認知症認定看護師」認定審查

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等(以下 医療保健機関等)に勤務する常勤看護師であり、主に認知症疾患の看護におい て、認知症の医学的知識を正しく理解し、早期から人生の最終段階に至るまで の長い認知症の経過に対し、患者、家族を含めた全人的な看護が求められてい る。介護・福祉サービス等との連携を強化し、認知症に対する良質で安全な看 護サービスの提供と高い技術と見識を有する専門看護師であることを認証する。 期待する水準に達した看護師を「日本精神科医学会認知症認定看護師」として 認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付し、日精協ホームページに認定者 を公示する。

才. 「日本精神科医学会認定栄養士」認定審查

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設(以下 医療保健機関)に勤務する管理栄養士について、その管理栄養士の役割認識や 素養を高め、各医療保健機関に実務する管理栄養士としての総合的な見識の獲 得を図ることにより、提供する医療サービスを向上させるため、技能判定およ び面接等を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定栄養士」 として、その技能・見識を認証する。

認定審査は、一次審査(書類審査)と二次審査(小論文試験・筆記試験・面接審査)を実施する。

期待する水準に達した管理栄養士を「日本精神科医学会認定栄養士」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付し、日精協ホームページに認定者を公示する。

D) 外国人技能実習生の受入れに関する事業

技能実習制度は、我が国の先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術、又は知識の開発途上国等への移転を

図り、開発途上国等の経済発展等を担う人づくりに協力することを目的とする ものである。国際貢献の観点から、会員病院等において外国人技能実習生の受 け入れ事業を実施し、医療・福祉施設においてこれまで培われた高度な介護及 び給食製造技能を諸外国に移転する人材育成事業を行う。

E) 無料職業紹介事業

無料職業紹介所において、必要に応じ医療従事者等の人材紹介事業を行うため の検討を行う。

[3]精神保健医療福祉に関する普及及び啓発事業

(1)趣旨(目的)

未だ多くの精神疾患に関する偏見があるため、精神疾患を有する者や精神科 医療従事者に対する理解を求めるべく、精神保健医療福祉に関して雑誌の発行 やホームページでの正しい情報提供をしている。また地域の精神医療のみなら ず、精神保健福祉活動にも積極的に参加するなど常に精神疾患を有する者の医 療、福祉ならびに保護を行い、精神科病院および精神疾患を有する者への理解 を求め、ひいては国民一般に対して精神保健医療福祉に関する正しい情報を提 供し、偏見を払拭することにより、不特定多数の者の利益に寄与する。

(2) 事業概要

A) 日本精神科病院協会雑誌の発行

日本精神科協会雑誌では民間精神科病院の立場を基盤に置きながら精神科医療・保健・福祉全般にかかわる問題を取り上げ、できるだけ時宜を得た特集を企画して情報提供し、特集以外にも時評として最近の重大な問題について役員のコメントを掲載している。国等の重要な制度改革、精神医学・精神医療に関する論文、症例報告、海外視察報告、研修計画など近況をお知らせしている。また、精神保健医療福祉に関する資料の発行を行う。

B) 精神保健医療福祉情報の提供

精神疾患等を事件や事故と関連付け、マイナスの側面でしか伝えられていない国民の多くに、「精神病や精神障害はすべて危険」といった誤解が生じている。精神科疾患や精神科医療に対する無理解や差別偏見を払拭するべく、精神疾患・精神障害・精神科医療などに対する正しい知識を理解、共有してもらえるよう情報を発していく。

また現代の職場における「心の問題」は自殺やうつ病などを引き起こし、無

視できない状況となっていることから、精神科領域の問題に関わる産業医と精神科医の連携などのメンタルヘルス対策を検討し、患者の周囲の方に留まらず多くの国民に疾患への関心・理解をしていただくため普及啓発を行う。

C) 医療安全と質の向上に関する事業

ア. 精神科医療の質の向上と正当な精神科医療が行われる環境づくり

精神科医療の質の向上と正当な精神科医療が行われる環境づくりを行う。そのため医療事故に関する情報を収集し、医療安全に関する情報を周知することにより、医療事故の防止を通して精神科医療の質の向上を図る。精神科病院での事故発生時に相談・援助等を実施し、紛争の発生を未然に防ぐと共に早期解決を図る。医療法に規定されている医療事故調査制度の医療事故調査等支援団体として、医療事故の判断に関する相談や調査手法に関する相談・助言等の支援活動を実施する。

D)(公社)日本精神保健福祉連盟精神保健福祉全国大会等への助成

精神保健福祉の普及啓発のため精神保健福祉全国大会を行っている公益社団 法人日本精神保健福祉連盟に対し、協会施設の無償貸与や精神保健福祉全国大 会等への助成を行う。

[4]災害時における精神保健医療福祉に関する支援事業

(1)趣旨(目的)

災害時における精神医療体制の確保と被災病院の援助・支援および避難者等に対する「こころのケア」などの即時対応は重要な案件である。今後も来るべき災害に備えて、有事に対するネットワークの構築や災害時対応の強化を行うことや、有事の際に被災精神科病院に対する支援を行うことにより、被災地での精神保健医療福祉の一時的な消失を防ぎ、不特定多数の者の利益に寄与する。

(2)事業概要

A) 被災精神科病院に対する支援事業

有事の際に被災精神科病院に対して、人員・物資・ノウハウ等の支援を実施 するため、実施体制等について検討を行う。

B) 災害時の対応力向上に関する事業

来るべき災害に備えて精神科病院のネットワーク拠点として「災害時支援中 心病院」の設置推進や、災害時の対応に関する研修を実施する。

C) DPAT (災害派遣精神医療チーム) 事務局事業 (厚生労働省公募事業)

厚生労働省委託事業として災害時の精神科医療・保健連携体制の中核となる「DPAT 事務局」を設置し、国および自治体との調整、被災病院からの運搬調整支援、情報収集・発信を行う。